

船橋市景観総合審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市景観総合審議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会長は、会議の開催場所に応じて傍聴者の定員を定めるものとする。

(傍聴の申込み)

第3条 会議（全部を非公開で行うものを除く。）の傍聴を希望する者は、会議開催日当日の会議開始時刻の30分前から10分前までに傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、会長に傍聴を申し込むものとする。

(傍聴者の決定)

第4条 会長は、会議開始時刻の30分前から10分前までに先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、あらかじめ抽選によることとしている場合は、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他会長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第6条 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。

- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) 一つの会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - (8) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

附 則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。